

焼却灰等の放射能測定結果（平成 30 年 10 月分）

1 北清掃工場

（単位：Bq/kg）

試料名	採取日	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
焼却主灰	10月16日	不検出	42	42
焼却飛灰固化物	10月16日	不検出	89	89

2 新港清掃工場

（単位：Bq/kg）

試料名	採取日	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
焼却主灰	10月16日	不検出	29	29
焼却飛灰	10月16日	20	180	200
熔融スラグ	10月16日	不検出	不検出	不検出
熔融飛灰固化物	10月16日	48	520	568

（参考）

- ・ 焼却主灰 焼却炉の底から排出される燃えがら
- ・ 焼却飛灰 焼却炉の排ガスに含まれるばいじんをろ過式集じん器で捕集したもの
- ・ 熔融スラグ
焼却灰及び焼却飛灰を約 1,300 度以上の高温で熔融し、冷却固化してできるガラス質の物質
- ・ 焼却及び熔融飛灰固化物
焼却飛灰及び熔融飛灰を埋立処分するため、薬剤処理及びコンクリート固化したもの

国が示す指定廃棄物の指定基準

≦ 8000 (Bq/kg) ※基準値を超えるものについては、指定廃棄物として国が処理を行う。

3 新港清掃工場（排ガス）

（単位：Bq/m³N）

採取媒体	採取日	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
円筒ろ紙	10月16日	不検出	不検出
ドレン部	10月16日	不検出	不検出

※排ガスは採取媒体により、排ガス中のガス状及び粒子状の放射性物質を捕集し、分析しています。

※検出下限濃度は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）」に基づき設定しています。（ろ紙部、ドレン部ともに 2Bq/m³N。）

※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限濃度を超えないことを意味します。

国が示す大気中の排ガスに含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{20(\text{Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{30(\text{Bq/m}^3\text{)}} \leq 1 \quad (\text{※ 3 か月間の平均濃度})$$

4 新港清掃工場（放流水）

（単位：Bq/ℓ）

試料名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137
放流水	10月16日	不検出	不検出

※検出下限濃度は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成25年3月第2版）」に基づき設定しています。（10～20Bq/ℓ）

※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限濃度を超えないことを意味します。

国が示す公共水域中の排水に含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度(Bq/l)}}{60(\text{Bq/l})} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度(Bq/l)}}{90(\text{Bq/l})} \leq 1 \quad (\text{※ 3 か月間の平均濃度})$$